

○國學院大學大学院博士課程後期単位修得者の学費、及び再入学者の学費等減免に関する規程

平成12年12月20日

第1条 本大学院博士課程後期に修業年限3年在学し、研究指導を受け所定の単位を修得し、博士論文審査及び試験のために更に在学しようとする者に対し、残余の在学期間について、学則第29条別表に定める授業料、施設設備費について次のとおり減免する。

項目	入学年度	適用
授業料	全入学年度	半額減免
施設設備費	全入学年度	全額免除

第2条 本大学院博士課程後期に修業年限3年以上在学し、研究指導を受け所定の単位を修得し、学位を取得しないまま退学した者が、改めて博士論文審査及び試験のために再入学しようとする場合、学則第29条別表に定める入学金及び残余の在学期間の授業料、施設設備費について次のとおり減免する。

項目	入学年度	適用
入学金	全入学年度	全額免除
授業料	全入学年度	半額免除
施設設備費	全入学年度	全額免除

第3条 本規程による授業料等の減免は3カ年を上限とし、休学した場合は減免期間に含むものとする。なお、再々入学の学生は対象としない。

第4条 本規程の適用者は、本大学院奨学金の対象外とする。

第5条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。本規程の適用を受ける者のうち外国人留学生に対しては、別に定める「大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」との重複適用は行わないものとする。また、平成15年以前の入学者ですでに「大学院外国人留学生の授業料減免に関する規程」の適用を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は平成18年4月1日から施行する。
- 2 本規程の適用を受ける者のうち外国人留学生に対しては、別に定める「大学院私費外

国人留学生の授業料減免に関する規程」との重複適用は行わないものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。